

第3号議案

京都地方税機構副広域連合長の給与及び旅費に関する条例の一部改正の専決処分について承認を求める件

人事院勧告等に準じて常勤の副広域連合長の期末手当の支給割合を減額改定するため、京都地方税機構副広域連合長の給与及び旅費に関する条例（平成21年京都地方税機構条例第22号）の一部を改正する必要を生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、平成22年11月30日別記のとおり京都地方税機構副広域連合長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定を専決処分し、同日付けで公布したので、同条第3項の規定により承認を求める。

平成23年2月19日提出

京都地方税機構
広域連合長 山田 啓二

別記

京都地方税機構条例第4号

京都地方税機構副広域連合長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 京都地方税機構副広域連合長の給与及び旅費に関する条例（平成21年京都地方税機構条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の165」を「100分の150」に改める。

第2条 京都地方税機構副広域連合長の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の145」を「100分の140」に、「100分の150」を「100分の155」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。